

社会福祉法人愛知県共同募金会配分規程

(配分の対象)

第1条 共同募金の配分を受けられるものは、つぎの各号の一に該当する事業を行う民間の団体等とする。

- (1) 社会福祉法第2条にいう第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業
- (2) 更生保護事業法にいう更生保護事業
- (3) その他社会福祉を目的とする事業等で、特に必要と認められるもの

(欠格条件)

第2条 第1条に規定する事業を行うものでも、つぎの各号の一に該当するものは配分の対象としない。

- (1) 社会福祉事業を目的としていても無差別平等の取扱いをせず、構成員の互助共済のみを行うもの
- (2) 政治、宗教、組合等の運動のために、その手段として行われ、取扱いの対象がその関係者に限定されているもの
- (3) 配分金以外の収入によって必要な経営のできるもの
- (4) 経営の基礎、管理の状況が信頼性に乏しく、地域住民から信頼されていないもの
- (5) 営利のために行っていると見なされる事業及び営利を目的に設立された団体による事業
- (6) 国または地方公共団体等の責任に属すると見なされるもの
- (7) その他、配分委員会において不相当と認めたもの

(配分の方針)

第3条 共同募金の配分金は、原則として募集した年度の翌年度の事業に配分する。

ただし、災害その他緊急に必要な場合は、別に定める。

2 共同募金配分金は、原則として借入金の償還または利息の補填又は、運営費の補填については、これを対象としない。

(配分金の種類)

第4条 共同募金の配分金の種類は、団体に対する事業費及び施設に対する整備費の2種類とする。

- (1) 団体の事業費は、本会の指定する事業に充当するものとする。
- (2) 施設の整備費は、その施設の新築、増築、改築、改修ならびに機器等の整備の費用に充当するものとする。

(受配資格)

- 第5条 共同募金の受配者の資格は、第1条に規定する中で原則として受配年度までに満1年以上良好な実績を収めたものとする。
- 2 整備費の配分が受けられるものは、第1条に規定する中で原則として社会福祉法人またはその他の公益法人とする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、社会福祉を目的とする事業で、特に必要と認めた施設及び団体とする。

(受配申請)

- 第6条 共同募金の配分を受けようとするものは、別に定める要領により、指定の期日までに受配申請書を本会に、提出しなければならない。

(配分金の決定)

- 第7条 配分先、配分金額等について、本会配分委員会の承認を得た後、本会の理事会・評議員会において決定する。

(配分金の交付)

- 第8条 配分金はつぎの方法により交付する。
- (1) 事業費については、原則として一括交付する。
 - (2) 整備費については、原則として指定の事業完了後、一括交付する。

(配分金の経理)

- 第9条 受配者は、配分金の経理について、各所定の規定に基づき、内容を明らかにしなければならない。

(配分の取消し、返還)

- 第10条 つぎの各号の一に該当する場合は、配分の取消し、あるいは一部または全額の返還をさせることがある。
- (1) 事業を休止または廃止したとき。
 - (2) 整備費については、本会会長の承認なく工事を変更し、または取りやめたとき。
 - (3) 本会会長の承認なく工事（整備）が指定された年度以降にわたるとき。
 - (4) 配分金交付申請書、その他の提出書類の内容に虚偽の記載をしたとき。
 - (5) 共同募金の配分金を他に流用、あるいは監査（調査）を拒否したとき。
 - (6) その他配分金の交付条件に違反したとき。

(受配物件等の管理及び処分)

第11条 受配者は、県民の浄財を財源とする共同募金配分金により取得した物件を、善良なる注意をもって管理するものとする。

2 共同募金配分金により取得した物件の管理期間は、配分年度終了後5年間とする。

3 前項に規定する管理期間内に、当該物件を処分しようとするときは、所定の様式による申請書を本会に提出し、承認を受けなければならない。

(歳末たすけあいの配分)

第12条 歳末たすけあいの配分については、別に定める。

(その他必要事項)

第13条 本規程に定めるもののほかに必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。